

## 期日報告書 36

2026年3月11日

函館市 御中

さくら共同法律事務所  
弁護士 河合 弘之  
外13名

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外1名との間の東京地方裁判所平成26年（行ウ）第152号 大間  
原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

### 記

- 1 期日 2026年3月9日（月）14時～14時37分頃  
東京地方裁判所103号法廷  
第36回口頭弁論期日
- 2 出席者 当方：弁護士10名（河合弘之、海渡雄一、青木秀樹、望月賢司、只野靖、兼平史、  
中野宏典、甫守一樹、大河陽子、北村賢二郎）  
相手方（被告ら）：各代理人弁護士ら 出席
- 3 提出書面  
当方：準備書面（59）（～フルモックス炉の危険性・不要性と判断枠組み～）  
準備書面（60）（準備書面（58）別紙の補足）  
甲C38～52（いずれも写し）  
3月6日提出の争点項目一覧表改訂版  
相手方（被告国）：なし  
相手方（被告電源開発）：なし
- 4 準備書面（59）の口頭での訂正  
(1) 37頁「2(1)ア」7行目

「融点・熱伝導度の低下（同・３項）」を「融点・熱伝導度の低下（同・３項(3)ア）」に訂正。

(2) 同頁同行目

「核分裂生成物の放出増大（同・２項）」を「核分裂生成物の放出増大（同・３項(3)イ）」に訂正。

(3) 同頁「２(1)イ」３行目

「事故時の被害の甚大化（同・８項）」を「事故時の被害の甚大化（同・２項）」に訂正。

5 口頭説明

原告代理人中野弁護士が、準備書面（５９）（～フルモックス炉の危険性・不要性と判断枠組み～）の内容を、パワーポイント資料を投影して口頭説明を行いました。なお、同準備書面は準備書面（２７）で主張済みのフルモックス炉の危険性の主張を限定するものではあく、例示をしたものである旨を補足説明しました。（約１９分）。

6 今後の進行

(1) 当方

当方は、次回期日までに、c f 断層について専門家の意見書及びそれに基づく準備書面を提出予定です。

また、今回提出したフルモックス炉の危険性についての主張の位置づけを整理する予定です。

(2) 被告国

被告国は、次回期日までに、原告の準備書面（５９）に対する反論を提出予定とのこと。

7 書面提出期限

次回期日へ向けての書面提出期限は、６月３０日（火）になりました。

次々回期日へ向けての書面提出期限は、１１月９日（月）になりました。

8 次回期日、次々回期日

次回期日、次々回期日は、次のとおりになりました。

(1) 次々回期日

2026年7月7日（火） 13時30分 弁論期日 @東京地裁103法廷

第37回口頭弁論期日（弁論期日後に進行協議期日を予定）

(2) 次回期日

同年11月19日（木） 13時30分 弁論期日 @東京地裁103法廷

第38回口頭弁論期日（弁論期日後に進行協議期日を予定）

以上